

固定資産税(償却資産)の課税標準の特例が適用される主な資産と必要書類

(一部抜粋)

特例対象資産	根拠法令	具体例	取得時期	適用期間	特例割合	必要書類
汚水又は廃液の処理施設 (新設・増設のみ)	地方税法本法附則第15条第2項第1号	沈殿・浮上装置、油水分離装置など	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	期限なし	1/2 (わがまち特例)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設設置等完了届出書の写し ・対象施設の図面等 ・配置図
下水道除害施設 (新設・増設のみ)	地方税法本法附則第15条第2項第5号	沈殿・浮上装置、油水分離装置など	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	期限なし	3/4 (わがまち特例)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設設置等完了届出書の写し ・対象施設の図面等 ・配置図
再生可能エネルギー発電設備	地方税法本法附則					
太陽光発電設備 1,000kW 未満	第15条第27項第1号イ	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備等	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	3年間	2/3 (わがまち特例)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し ・設置場所の地図
太陽光発電設備 1,000kW 以上	第15条第27項第2号イ				3/4 (わがまち特例)	
風力発電設備 20kW 以上	第15条第27項第1号ロ	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	3年間	2/3 (わがまち特例)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給契約確認書」の写し ・設置場所の地図
風力発電設備 20kW 未満	第15条第27項第2号ロ				3/4 (わがまち特例)	

水力発電設備 5,000kW 以上	第 15 条第 27 項 第 2 号ハ	水力を電気に変換する 特定再生可能エネルギー 発電設備(認定を受けたもの に限る)	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日	3年間	3/4 (わがまち特例)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給 契約確認書」の写し ・設置場所の地図
水力発電設備 5,000kW 未満	第 15 条第 27 項 第 3 号イ				1/2 (わがまち特例)	
地熱発電設備 1,000kW 未満	第 15 条第 27 項 第 1 号ハ	地熱を電気に変換する 特定再生可能エネルギー 発電設備(認定を受けたもの に限る)	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日	3年間	2/3 (わがまち特例)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給 契約確認書」の写し ・設置場所の地図
地熱発電設備 1,000kW 以上	第 15 条第 27 項 第 3 号ロ				1/2 (わがまち特例)	
バイオマス発電設備 10,000kW 以上 20,000kW 未満	第 15 条第 27 項 第 1 号ニ	バイオマスを電気に 変換する特定再生可能 エネルギー発電設備(認定を受けたもの に限る)	令和 2 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日	3年間	2/3 (わがまち特例)	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給 契約確認書」の写し ・設置場所の地図
バイオマス発電設備 10,000kW 未満	第 15 条第 27 項 第 3 号ハ				1/2 (わがまち特例)	
企業主導型保育事業用 資産	地方税法本法附則 第 15 条第 34 項	企業主導型保育事業 の運営費に係る補助 を受けた者が企業主 導型保育事業の用に 供する固定資産	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日	5年間	1/2 (わがまち特例)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業助 成決定通知書(運営費)の 写し

※添付資料につきまして、上記以外の書類も御提出いただく場合がありますので、御了承ください。